

川島町未利用土地等実態調査業務（土地利用可能性調査業務）委託
プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、川島町未利用土地等実態調査業務（土地利用可能性調査業務）委託の受注候補者決定にあたり、プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から受注候補者を決定するために必要な事項について定めるものである。

2 選定方法

受注候補者は、提案内容をプレゼンテーション審査により評価し、受注候補者の選定を行う。

3 資格審査

参加者が川島町未利用土地等実態調査業務（土地利用可能性調査業務）委託プロポーザル実施要領に定める応募要件を満たしていることの確認は、まち整備課長が行う。

4 プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は次に掲げる者（以下「プレゼンテーション評価者」という。）を指名し、参加者からのプレゼンテーションにより評価を行う。

- （１）政策推進課長
- （２）農政環境課長
- （３）まち整備課長
- （４）まち整備課公民連携推進室室長
- （５） 〃 主査
- （６） 〃 主事

6 審査基準

審査の項目は次のとおりとする。

- （１）業務目的の理解
- （２）提案内容
- （３）業務遂行能力
- （４）業務体制
- （５）見積額

7 審査方法

書類及びプロポーザル審査は、以下の方法により行う。

- (1) 「6 審査基準」に定める審査項目に基づき、「川島町未利用土地等実態調査業務（土地利用可能性調査業務）委託プロポーザル審査票」（以下「審査票」という。）を別紙のとおり定める。
- (2) 評価は、参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 参加者が1者であった場合も、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務委託の受注候補者としての適否を評価する。

8 受注候補者の選定

受注候補者は、以下のとおり選定する。

- (1) 審査票に基づき評価・審査を行い、プレゼンテーション評価者による協議を実施した上で、受注候補者を選定する。
- (2) 評価の合計点が最も高く、かつ総合配点の50%以上であるものを受注候補者とする。次点の者は次点受注候補者とし、次点以降も同様とする。
- (3) 最も高い評価点を獲得した参加者が2者以上となった場合は、見積書の価格がより低い者を受注候補者とする。

9 審査結果の通知

審査結果は各参加者へ書面により通知する。

川島町未利用土地等実態調査業務（土地利用可能性調査業務）委託
プロポーザル審査票

評価者名 _____

事業者名 _____

【審査項目及び点数】

審査項目	審査の観点	配点	重要度	得点
業務目的の理解	業務目的や趣旨を理解し、的確な提案となっているか。	/5	×3	
提案内容	仕様書に基づいた適切な提案内容であるか。	/5	×5	
	提案内容に創意工夫がなされているか。	/5	×5	
業務遂行能力	業務実績等から判断して、十分業務を遂行できる能力が認められるか。	/5	×4	
見積額	費用対効果の観点を踏まえ、適切な見積額となっているか。	/5	×3	
合計				/100

評価基準

5…特に優れている 4…優れている 3…創意工夫が認められる
2…創意工夫が認められる提案がいくつかある 1…仕様を満たしている